

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保障推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保障推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.20
2011年9月14日発行



8月28日の生存権学習会で報告する吉廣弁護士

裁判官の構成変更で 弁論更新手続き 裁判所から和解の相談

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、19回の口頭弁論が行われています。8月31日の第20回は、裁判官の構成が変わったため、弁論更新手続きが行われました。原告弁護団より、今までの裁判の論点整理をしたものの説明がされました。その後、裁判長より和解の話があり、次回弁論準備期の9月21日は、非公開の和解の相談となりました。口頭弁論期日は、埼玉社保協のホームページで9月25日以降、ご確認下さい。

裁判は、8月31日午後10時30分から始まり傍聴者31名の参加でした。今回は、裁判官の構成が変わったため、改めて争点整理の弁論が行われました。

**第一の争点
要保護状態・
申請はあった**

第5準備書面の要約として、争点整理の陳述が行なわれました。本件の第一の争点は、生活保護の開始要件である、要保護状態にあることと、申請を行なっ

ていることが満たされていたかどうかです。要保護状態については、被告側は面接段階では不明だったと主張しています。しかし、生活保護の申請がされれば要否判定を行なうために申請者の生活状況が調査され、要保護状態の把握が可能ですよって、原告側は面接で確認されていたかどうかではなく、客観的な要保護状態であったかどうか争点だと主張しています。

次に、申請の有無についてです。申請があったのに生活保護の手続きを開始しなかったのであれば、開始決定義務違反となります。原告側は、原告は申請を行なったと主張しています。また、申請が行なわれていなかったとしても、被告には相談者に対して生活保護制度について適切に説明し、申請の援助を行なう義務、説明助言義務があるの、正しい説明を行なわなかったならばそれは申請の妨害であり、賠償義務が生じると主張しています。

**被告弁護人
異議挟む**

ここで、被告側代理人が大きな声で「異議」と発言しました。

そして、こういう画面を使って原告が主張を伝えるならば、被告の主張はどうなるのか、こうした説明は傍聴者への受け狙いだといったことを述べましたが、裁判長から原告の陳述は25分間ということに認めており、被告も主張があるならあらかじめ申し出れば認めると論じていました。

**第二の争点
住宅費の不支給
転居指導**

次に、生活保護受給開始決定後の争点についてです。

住居費の不支給と転居指導についてが争点です。住居費の不支給は、家賃を支払えない状態の継続を意味し、不必要な県外への転居と、その際に転居の通知を転居先に行なわなかったことは、原告にとつて損害であると原告側は主張しています。

保護開始前の経過

続いて、第10、12準備書面の要約として、本件の事実経過について、原告は、平成16年11月頃から三郷市福祉課に生活保護申請のために行っていたと主張して、その面接記録は、平成17年2月1日からです。夫が白血病で働く

点で、原告世帯の状況は、夫が白血病で働く



100名参加の生存権学習会

として提出したが、センターのカルテには、原告が福祉課で親族で助け合うように言われ、生活保護は受けられないと言われたという記述があります。そして、当時の面接を担当した証人も、申請を受理するかどうかはケースワーカーが相談して決めていたと陳述しており、組織的な申請権の侵害があったことが確認されています。

②平成17年3月22日の面接の時点では、世帯の状況は長男の収入が月7万円入るようになって、世帯の他に収入はなく、世帯生計費約27万円は大きく割り込むうえ、家賃等の滞納もあつたことが客観的な証拠から確認されています。また、面接記録の相談の内容欄にも、生活費、医療費の記載されています。この点について、当時の面接を担当した証人は、前回の内容をコピーした際の消し忘れだと主張しました。ところが前回の面接記録にはその証言は虚偽の弁解です。この点でも申請権の侵害があつたことが

③平成17年11月9日の面接の時点では、世帯の状況は長男の収入が月10万円となり、長女から月5万8千円の援助があつたものの、世帯の最低生計費は割り込んでいます。長男がクレジットカードなどから借入れを行なつて何とか生活費を工面していましたが、水道・電気・ガス料金は滞納が続く、家賃も10ヶ月滞納していました。このときの面接記録には、主訴は「生活費」とあり、相談の内容の欄でも生活費と医療費に記載されています。また、原告が生活保護の対象となれば骨髄移植の費用が免除されるということも述べていたという記録もありました。しかし、被告は親族に今までの以上の援助を求めるとや更なる稼働能力の活用など、実現不可能なことを指導している、ここで申請権の侵害があつたことが確認されます。

④平成18年5月1日の面接の時点では、世帯の状況はこれまでの状況に加えて借金の額が増え、家賃は14ヶ月滞り、立ち退きを迫られている状況です。当時の面接を担当した証人は、身内にまず相談するように指導して、ここでも申請権の侵害があつたことが確認されます。

⑤最後の平成18年6月21日の面接の時点では、世帯の状況は前回の相談時と変更がなかったにも関わらず、被告は申請があつたものとして扱っています。この面接には弁護士が同行しており、被告がこれ以上申請権侵害を続けることができないと悟つて申請を受理したものと考えられます。

①平成18年8月23日の面接記録に原告が自活して生活をしていきたくないと考えていると述べたとありますが、原告はそれは虚偽であると主張しています。また、

保護開始後の経過

面接で、ケースワーカーが転居後はまずは自分の力でやってみて、それでもなお生活が苦しいようであれば葛飾区へ生活保護の相談に行つてはどうかと告げ、転居後にもまだ葛飾区に生活保護申請へ行つては駄目だと告げたことも権利侵害であると主張しています。原告側代理人が陳述を終え、裁判官が被告にも主張があるかと促したところ、被告側代理人は原告の主張は自分の意見を交えて、本来裁判所が判断すべきことを主張しており、時間の無駄だと述べました。それを遮り、裁判官が原告の陳述に対する批判を述べるのではなく、これまでの被告の主張と伝えたところ、被告側代理人は主張はないと述べました。

第二十一回口頭弁論裁判

次回裁判期日は、二〇一一年九月二十一日(水)の弁論準備期日の際に決まります。埼玉社保協のホームページにアップします。九月二十五日以降にご確認下さい。